

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>○銀行法施行規則第 14 条の 11 の 8 関係</p> <p>「電磁的記録媒体」については、改正前にあった「一定の情報を確実に記録しておくことができる物」という要件（確実に記録性要件）は、廃止されたとの理解でよいか（文言上は、「電磁的記録媒体」の定義からは直ちに読み取ることができず、解釈で読み込むことが難しい）。</p>	<p>○銀行法施行規則第 14 条の 11 の 8 関係</p> <p>「記録媒体」という語は、ある事柄を、後日その事柄の存否、内容等を確認し、証明する等の必要に応ずる目的で、記した物を指しており、確実に記録ができない物は含意されません。</p>
2	<p>○銀行法施行規則第 19 条関係</p> <p>「電子計算機に備えられたファイル」を、あえて「電磁的記録媒体をもって調製するファイル」と区別する趣旨を伺いたい（電子計算機に備えられたファイルも「電磁的記録媒体をもって調製するファイル」であることに変わりはないのではないか。この文言が「クラウド利用」を意図されているのかもしれないが、クラウド業者の保存媒体も「電磁的記録媒体」である）。</p>	<p>○銀行法施行規則第 19 条関係</p> <p>「電磁的記録媒体」については、他法令においては物理的な携帯や送付を行うものなど可搬的な媒体であることが想定されている場合があり、そういった媒体によらない、クラウドサービスを利用するなどの方法によることも可能である旨明確化するために「電磁的記録媒体をもって調製するファイル」のみならず「電子計算機に備えられたファイル」についても規定しております。</p>
3	<p>依然として民間のクラウドサービスの利用はあまり好ましいわけではなく（本質的に他社の管理するサーバに情報を置く事になるのであるし、その管理や通信・情報管理についての把握もあまり行えないから（各種クラウドサービスについて、その仮想的なサーバの複製や各地で提供されているサーバホストの通信状況についての把握は困難。）、その利用については限定されるべきである）と考えるが、改正中、「クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（略）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。」という部分については、「クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（略）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえ、安全性についての配慮を行った適切な方法によるものとする</p>	<p>御指摘の箇所（内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第 13 条第 2 項）においては、当該条項が適用される規定ごとに、セキュリティ等の安全性の観点も含めて情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によることとしております。クラウドサービスを利用する場合も含め、手続等における情報通信技術の利用に当たっては、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」等を踏まえ、必要な情報セキュリティを確保するための対策を講ずることとなります。</p>

	<p>る。」として、安全性についての配慮を促し、また安全性への対応についての法令での義務化を行うようにするのが適切。</p> <p>(例えば、重要データは民間サーバには置かないようにする、通信等についての暗号化を適切に行う、等は重要。)</p>	
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--